岩見沢市農業技術情報施設条例の一部を改正する条例の概要

第１　改正の趣旨

当該施設は、土づくり等を推進するため農業者等から提出される土壌を分析し、岩見沢市農業の振興を図ることを目的として設置し、運営している（昭和 52 年　旧北村で建設）。

物価上昇等による分析経費の増及び令和７年４月から施設職員（会計年度任用職員）の勤務時間短縮のため、自主財源の確保及び職員の勤務実態に即した開館時間にするため、分析手数料の改定及び開館時間の変更を行うものである。

第２　改正の内容

(1)　開館時間

◎現行は、午前９時から午後５時までとなっているが、令和７年４月から会計年度任用職員の勤務時間が４５分短縮となり勤務時間に即した開館時間とする。

【現　行】		【改正案】
午前９時から午後５時まで	→	午前９時から午後３時まで

(2)　土壌分析手数料の改定

◎土壌分析手数料の改定にあたっては、物価上昇率をもとに算出した。

第３　施行期日

令和８年４月１日

※改正後における開館時間及び手数料の金額は、ＪＡいわみざわ・ＪＡみねのぶ共に了承済みである。

※施設の設置・管理運営形態

施　設　名　：　岩見沢市農業技術情報施設　土壌分析施設

運営方式　：　市直営方式（農政部北村産業振興課所管）

運営体制	：	農業技術専門員（会計年度任用職員）　２名
		分析業務補助員（会計年度任用職員）　３名
運営財源	：	土壌分析手数料、ＪＡ負担金、一般財源

岩見沢市条例第６５号

岩見沢市農業技術情報施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和　７　年１２月２２日

岩見沢市長　松　野　　哲

岩見沢市農業技術情報施設条例の一部を改正する条例

岩見沢市農業技術情報施設条例（平成１７年条例第５８号）の一部を次のように改正する。

第４条第１号中「５時」を「３時」に改める。

別表第２中「２１０円」を「２６０円」に、「６６０円」を「７９０円」に、「８３０円」を「１，０６０円」に、「２，６７０円」を「３，２００円」に、「３，０００円」を「３，６００円」に、「９，０００円」を「１０，８００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第２の規定は、施行日以後に依頼を受けた土壌分析について適用し、同日前に依頼を受けた土壌分析については、なお従前の例による。